

トラック運転者の労働時間等についての改善基準告示一覧

(平成 13 年 8 月 20 日 国土交通省告示第 1365 号)

区 分		改 善 基 準 告 示 の 内 容
拘 束 時 間		<p>一箇月 293 時間 労働協定があるときは、1年のうち6箇月までは、1年間についての拘束時間が3,516時間を超えない範囲において320時間までの時間まで延長できる。</p> <p>1日 原則 13時間 最大 16時間 (15時間超えは1週間について2回以内)</p>
運 転 時 間		<p>2日を平均して1日当たり9時間 2週間平均で1週間当たり44時間</p>
連 続 運 転 時 間		4時間以内 (運転の中断は1回連続10分以上、かつ合計30分以上の運転離脱が必要)
運 行 時 間		<p>一の運行における時間 144時間 最初の勤務を開始してから最後の勤務を終了するまでの時間 (ただし、フェリーに乗船した場合における休息期間を除く。)</p>
休 息 期 間		<p>継続 8時間以上 運転者の住所地での休息期間が、それ以外の場所での休息期間より長くなるよう努めること。</p>
拘 束 時 間 ・ 休 息 期 間 の 特 例	休 息 期 間 の 分 割	<p>一日 (始業から24時間) において1回が継続4時間以上、合計10時間以上に分割可 (業務の都合上やむを得ない場合で、一定期間の勤務回数の1/2以内 (最高でも2ヵ月のうちの一ヵ月))。 ただし、フェリー乗船時には適用しない。</p>
	2 人 乗 務 の 場 合	<p>2人乗務 (ベツト付き) 最大拘束時間を20時間まで延長可、休息期間は4時間まで短縮可</p>
	隔 日 勤 務 の 場 合	<p>2暦日における拘束時間は21時間を超えないこと。 夜間4時間以上の仮眠を与える場合は、2週間について3回を限度に2暦日における拘束時間を24時間まで延長可 (2週間の拘束時間は126時間 (21時間×6勤務) まで)</p>
	フ ェ リ ー 乗 船 の 場 合	<p>勤務の途中においてフェリーに乗船する場合、乗船時間は原則として休息期間として取り扱い、休息期間8時間から減ずることができる。ただし、減算後の休息期間は、二人乗務の場合を除き、フェリー下船時刻から勤務終了時刻までの時間の1/2を下回ってはならない。</p>
時 間 外 労 働 の 協 定		時間外労働協定における一定期間は、2週間及び1箇月以上3箇月以内を協定する。
休 日 労 働		2週間に1回以内、かつ1箇月の拘束時間及び最大拘束時間の範囲内
労 働 時 間 の 取 扱		労働時間は拘束時間から休憩時間 (仮眠時間を含む) を差し引いたもの 事業場以外の休憩時間は、仮眠時間を除き3時間以内
休 日 の 取 扱		<p>休日は休息期間に24時間を加算した期間 いかなる場合であっても30時間を下回ってはならない。</p>
適 用 除 外		緊急輸送、危険物輸送等の業務については、厚生労働省労働基準局長の定めにより適用除外